

# 平成一九年度

## 地区行政座談会報告

平成一九年度の地区行政座談会を六月一日日大茅地区から順次知社地区及び最終の村営住宅と開催しました。地域住民の方々には、一日のお仕事でお疲れの中ご出席くださいまして大変ありがとうございました。

総数で二〇四名のご出席がありました。やむを得ず出席出来なかった方もおられますので、各地区での説明やご意見等を二ヶ月に分けて報告します。今月は役場からの説明内容を報告します。

### 一 津山広域ゴミ処理組合

建設予定地が津山市領家に決定しました。六年後の本格稼働を目指しておりますが、完成すれば日量二〇〇トンの処理可能施設となります。建設費用の負担割合は、現在のところ人口割で進められています。

また、建設後の運営経費は処理量割ですが、運搬費用は各市町村負担となるようなので、是非ゴミの分別を徹底して処理量を減らす御協力をお願いします。

### 一 一村の財政事情

合併をしない単独行政を選択して三年目になります。国においては依然として合併推進並

びに道州制による再編が考えられています。

本村では平成一九年度予算を一四億円程度まで絞り込んで、身の丈にあった予算となったように思います。平成一九年度から地方交付税の算定改正があり、人口割、面積割の關係で若干増額となる明るい兆しも見えますが、これからは身近なことは個人で、個人で出来なければ家族、地域で行うようになるべきではないでしょうか。

平成一八年度決算では繰上償還を行い地方債残高を減らしたり、積立金を増やしたりしております。今後老人医療費制度の改正、国民健康保険、介護保険等経費増加が見込まれますので更に引き締め、五年、一〇年と長期計画を立て国の仕送りに頼らない財政運営も必要ではないでしょうか。

### 一 医療制度改革

平成一九年度は国民健康保険税率を引き上げました。これは、医療費が伸びたこと、保険税収が減少したためによるものですが、一挙に引き上げるのではなく、基金（国保会計の貯金）を取り崩しながら少しずつ引き上げるようにします。

現在の国保の加入者で医療に係る一部負担金は二割ですが、老人の方で所得の多い方は三割負担になっています。この一部負担金も慎重に検討しなければならぬ問題ではないでしょうか。

また、介護保険では保険料が平均で二六〇〇

円が三五〇〇円になっております。これも介護サービス利用者が発足当時は五〇人程度が現在では一〇〇人程度に増えたことも原因の一つです。村外の施設サービスでのショートステイを村内受皿としてゆうゆうハウスに小規模多機能施設を立上げ、併せて風呂の改修、居住等の改修も行い受入可能とします。

今後は医療費削減、介護保険削減に向け西栗倉村村民はもとより国民総参加で健康対策に取り組む必要性を感じます。

### 一 税制度改正

平成一九年度から住民税（村県民税）が高くなっておりますが、これは国の税源移譲によつて所得税が安くなり、村県民税が高くなったもので基本的には総額は変わらないことになっていきます。

ただ給料所得者は本年の一月から所得税が安くなっておりますが、それ以外の方は来年度の二月の確定申告で安くなることとなり、村県民税は六月からの納付になりますので増税感はあると思います。このことはテレビ等でも広報していますし、村も広報紙、村県民税の納付書に同封したチラシでもお知らせしています。

《来月号は、各地区の皆様からいただきましたご意見、ご質問に回答を加えご報告いたします》